

鳥取県告示第702号

平成24年鳥取県告示第309号（国土調査法による事業計画の決定について）により告示した平成24年度における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成24年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	変更前後別	調査地域	調査期間
倉吉市	変更前	倉吉市上井、上井町一丁目、上井町二丁目、福吉町、福吉町二丁目、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、大正町、大正町二丁目、明治町、明治町二丁目、山根、伊木、金森町、越中町、越殿町、広瀬町、河原町、旭田町、研屋町、魚町、東仲町、西仲町、葵町、仲ノ町及び西町の各一部	平成24年4月16日から平成25年3月31日まで
	変更後	倉吉市上井、上井町一丁目、上井町二丁目、福吉町、福吉町二丁目、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、大正町、大正町二丁目、明治町、明治町二丁目、山根、伊木、金森町、越中町、越殿町、広瀬町、河原町、旭田町、研屋町、魚町、東仲町、西仲町、葵町、仲ノ町、西町及び福庭の各一部	”